

「大口定期預金」商品概要説明書

(平成24年7月31日現在)

1	商品名 (愛称)	・自由金利型定期預金 愛称：大口定期預金
2	販売対象	・個人および法人
3	期間	・定型方式 1カ月・3カ月・6カ月・1年・2年・3年・4年・5年 ・満期日指定方式 1カ月超5年未満 ・定型方式の場合、預入時のお申し出により「自動継続」(元金継続または元利継続)の取扱いができます。
4	預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・1,000万円以上 ・1円単位
5	払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6	利息 (1) 適用利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。(利率は店頭に表示しています。) ・預入期間2年未満のものは、満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日)以後および、満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から、その中間利払日の前日までの日数および、中間利払利率(約定利率×70% 小数点第4位以下切り捨て)により計算します。 ・1年を365日とする日割計算をおこないます。(単利) ・付利単位：100円 ・付利最低残高：1,000万円
7	手数料	—
8	付加できる特約事項	・個人のお客様で自動継続扱いのものは、「総合口座」の担保とすることができます。 貸越利率＝「担保となる定期預金の約定利率」＋0.5%
9	中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、預金規定に基づき、以下の期限前解約利率(中途解約利率 小数点第4位以下切り捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ・中途解約利率：次のa.b.のうちいずれか低い利率を適用します。 a. お預け入れ期間と約定期間に応じた利率

		約 定 期 間				
		2年以上	3年以上	4年以上	5年	
お預け入れ期間	2年未満	3年未満	4年未満	5年未満		
6カ月未満	解約日の「普通預金」利率					
6カ月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%	
1年以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×10%	
2年以上3年未満		約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×30%	約定利率×20%	
3年以上4年未満			約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×40%	
4年以上5年未満				約定利率×70%	約定利率×70%	

「大口定期預金」商品概要説明書

(平成24年7月31日現在)

		<p>b. 次の式により計算した利率</p> $\text{約定利率} = \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定期間} - \text{預入期間})}{\text{預入期間}}$ <p>(この式で計算した利率が「約定利率10%」を下回る場合は、「約定利率×10%」とします。)</p> <p>(注)ここでいう基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した利率です。詳しくは窓口までご照会下さい。</p>
10	その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における「普通預金利率」により計算します。 中間利払日に支払う利息は、中間利払利率(約定利率×70% 小数点第4位以下切り捨て)で計算しますので中間利払後に万一、中途解約された場合、中途解約利率により計算した利息額との間に差額が生じ、当行の「支払超過」が発生することがあります。 この場合、中途解約時に「支払超過分」の利息相当額等を清算させていただきます。
11	税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様 源泉分離課税20%(国税15%、地方税5%) ※ただし、平成25年1月1日～平成49年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課され、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税が適用されます。 法人のお客様 総合課税(非課税法人の場合は非課税)

○紀陽銀行への「ご意見」・「苦情」等については

◇お取引店 9:00～17:00(月～金曜日)銀行窓口休業日をのぞく。
店舗のご案内は紀陽銀行のホームページでご確認ください。

<http://www.kiyobank.co.jp/atmguidance/index.html>

◇本部 9:00～17:00(月～金曜日)銀行窓口休業日をのぞく。
お客様相談室 073-423-9111(代表)(通話料有料)
「お客様相談室」とお申し付けください。

「大口定期預金」商品概要説明書

(平成24年7月31日現在)

○全国銀行協会相談室

全国銀行協会相談室は、銀行に関するさまざまなご相談やご照会、銀行に対するご意見・苦情を受け付けるための窓口として、一般社団法人全国銀行協会が運営しています。

ご相談・ご照会等は無料です。

詳しくは、一般社団法人全国銀行協会のホームページ

(<http://www.zenginkyo.or.jp/adr/>)をご参照ください。

また、銀行とのトラブルがなかなか解決しないお客さまは、「あっせん委員会」をご利用いただけます。

詳しくは、全国銀行協会相談室にお尋ねください。

◇電話番号

0570-017109 または **03-5252-3772**

◇電話受付時間

9:00～17:00 (銀行窓口休業日をのぞく)

※一般社団法人全国銀行協会は銀行法および農林中央金庫法上の指定紛争解決機関です。